

化学生物総合管理学会・社会技術革新学会 2009年 春季討論集会

春季討論集会はテーマを設定し、関連事項について発表することに止まらず議論を深めることをねらいとしています。今年は3つのテーマに分けて行います。

各テーマとも最初に全体会合で座長から問題提起を行い、その後分科会に分かれて活発な討論を行なう企画です。多様な分野からの多彩な方々の参加を歓迎します。

今年は化学生物総合管理学会と社会技術革新学会の共同開催で行います。

日時： 3月3日(火) 13:30～17:00 (受付開始 13:10)

会場： 学術総合センター 2階中会議室

(東京都千代田区一ツ橋2-1-2) 地下鉄 神保町駅 A8出口徒歩3分
竹橋駅 1b出口徒歩4分

プログラム：

現状を憂え徹底討論!

テーマA) 安全を創る真実はいずこに

～個人の責任と企業の役割のはざままで～

テーマB) アスベストの事例にみる事後管理の必要性

～法に基づく調査の必要性と意義を論じる～

テーマC) 化学物質総合管理の法体系をどう再構築するか(その2)

～化審法の改正はこれでよいのか～

(詳細は裏ページにあります)

.13:30～15:10 全体討論 (各テーマについて座長が問題提起)

.15:30～17:00 分科会討論(テーマ別に分かれて討論)

(終了後、意見交換会を行います)

参加登録：[事前登録制] 両学会の会員以外の方も参加歓迎

化学生物総合管理学会、社会技術革新学会の会員は無料、
会員外の方は実費として1,000円負担。

(意見交換会費用は会員、非会員ともに2,500円。)

参加申込み：

参加者氏名、所属(勤務先など)

参加予定セッション(A,B,C)----- (会場準備のための調査ですから変更は随意)

意見交換会参加有無を明記のうえ、E-mail にてどちらかの学会にご連絡ください。

E-mail : cb-jim2@cbims.net または jim2@s-innovation.org

後日、参加証を送ります。

主催： 化学生物総合管理学会 / 社会技術革新学会
TEL:03-5978-5018

プログラム：

<p>テーマA</p>	<p>安全を創る真実はいずこに ～個人の責任と企業の役割のはざままで～ (座長) 向殿政男 (明治大学理工学部教授) / 中島幹 (綜研化学株式会社)</p>
<p>雇用形態の多様化、若年層の意識の変化、団塊の世代の退職等に伴い第一線の現場には変化のうねりがある。技術の伝承が不十分なまま世代交代が進む現場、自動化が進みすぎて実際のものづくりが見えない現場、無事故が前提の工程管理ゆえ非定常処置は経験も教育もない現場、経営者が実態を知らなすぎる現場、そしてほかとミスが頻発する現場など、危惧すべき状況が拡大している。中小の企業経営者からは、指示待ち人間が多くなりリスク管理に不安があるとの声も聞こえる。</p> <p>そうした実態を明らかにしつつ、リスクを管理する上での個人の責任と企業の役割について、討論を進める。</p>	

<p>テーマB</p>	<p>アスベストの事例にみる事後管理の必要性 ～法に基づく調査の必要性と意義を論じる～ (座長) 車谷典男 (奈良県立医科大学教授)</p>
<p>1970年代から1990年代にかけて大量に使用されたアスベストの影響が長い潜伏期間を経て、その製造や取り扱いに携わった人への健康影響として現われ、近年急増している。そうした中、作業従事者だけでなく、その家族や事業所の周辺住民にも中皮腫の発生が確認されるようになり、アスベスト問題は労働安全衛生問題から環境問題(公害問題)に拡大した。</p> <p>一般住民を含む被害発生は世界で類例をみない。対策が遅きに失したために被害が拡大或いは費用が膨らんだ事例が過去にもいくつかある。法律に基づく調査によって全貌をきちんと明らかにすることが、適切な処置を行うためにも、そして後年長い年月要する紛争を回避するためにも不可欠である。</p> <p>疫学調査は化学物質管理において重要な事後フォロー体制に位置づけられるが、アスベストを例題にして事後フォロー体制の有効性と重要性に関して、討論を進める。</p>	

<p>テーマC</p>	<p>化学物質総合管理の法体系をどう再構築するか(その2) ～化審法の改正はこれでよいのか～ (座長) 星川欣孝 (お茶の水女子大学ライフワールド・ウォッチセンター)</p>
<p>化審法見直し合同委員会が取りまとめた報告書(案)は、12月22日に中央環境審議会より答申された。そして関係3省は目下、化学物質審査規制法の改正案を今通常国会に提出するべく作業を進めている。</p> <p>しかし、今回の合同委員会の審議においては、化学物質総合管理の世界的普及を目指すアジェンダ21第19章やSAICMに基づく国際合意事項への対応は充分論議されなかった。むしろ、世界に例の無い現行化審法の枠組みは温存されたままになっている。そのみならず、国際的に調和した方法論の一部分のみを取り入れることによってかえって日本国内の状況は悪化しかねないことが懸念される。</p> <p>先進国だけでなく近隣のアジア諸国とも異なる化学物質管理政策に固執することは日本に不利益をもたらす。現在最も優先すべき課題はSAICMに基づく国内実施計画を策定して実行することである。こうした観点の問題提起を行い、討論を進める。</p>	